会議録

会議の名称	第37回人にやさしいまちづくり推進協議会
開 催 日 時	令和８年10月２日　午後２時～午後３時20分
開 催 場 所	保谷東分庁舎　地下１階　会議室
出　席　者	【委　　員】岩崎委員、江口委員、妻屋委員、平井委員、藤嶋委員、三輪委員 【西東京市】増岡都市計画課長、稲船係長、乙幡主査
議　　題	１　人にやさしいまちづくり推進協議会正副会長の互選について ２　土地利用構想届に対する市の指導又は助言について
会議資料の名　　称	都立石神井特別支援学校仮設校舎設置 資料１　土地利用構想届出書 資料２　土地利用構想説明会報告書 資料３　土地利用構想に対する指導及び助言について（案） 委員からの質問、意見について
記 録 方 法	□全文記録　■発言者の発言内容ごとの要点記録　□会議内容の要点記録

会 議 内 容

○都市計画課長：	これより第 37 回人にやさしいまちづくり推進協議会を開催する。 議題１「人にやさしいまちづくり推進協議会の正副会長の互選について」 互選により会長、副会長を決定
○会長：	議案２「土地利用構想届に対する市の指導又は助言について」を進めさせていただく。 事務局から本協議会に対して、本日の諮問書の提出を受けておりますので、ご報告する。 「土地利用構想の届出に関する指導又は助言について」を議題とする。これは、西東京市人にやさしいまちづくり条例第 17 条で規定されておりますとおり、土地利用構想の届出があった場合、市長は、指導又は助言を行うことができるものとなっている。 また、市長は、指導又は助言を行うに当っては、推進協議会の意見を聴くものとなっている。それでは、都立石神井特別支援学校仮設校舎設置工事について事務局の説明を求める。
○事務局：	（資料１から資料３まで及び委員からの質問、意見について説明）
○会長：	これより質疑に移る。挙手のうえ発言をお願いする。
○A委員：	現地を確認したところ、バスの出入口付近にシンボルツリーであるイチョウがあり、車両の通行や安全確保に支障がないか気になった。樹木を残す場合、必要な出入口の幅員を確保できるか確認したい。 また、隣接する駐車場の配置を見直すなどして、出入口を広く確保することはできないか。事前に提出した意見に対する事業者の反応を伺いたい。
○事務局：	事業者からは、イチョウを残したうえで、現在の位置に出入口を設けることは可能との見解を得ている。また、実施設計を今後行う予定であると聞いている。

○Ｂ委員：　学校の設置により、北側道路を通行する歩行者や生徒が増えるのではないか。歩道状の部分は幅員が２メートル程度で、樹木により狭くなる箇所もある。ガードレールの設置予定はないとの回答であったが、安全対策が必要ではないか。
この通路部分は西東京市の借地とされているが、ガードレールを設置するとすれば、事業者と市のどちらが対応するのか。

○事務局：　当該部分は東京都から市が借り受け、歩道状に利用している。事業者はこの部分を残し、現在のフェンスから内側を事業区域とする計画である。ガードレール等の対応については、今後の事前協議の中で協議することになる。

○Ｂ委員：　マルエツ付近の交差点は混雑しており、スクールバスが右折して進入すると、渋滞が悪化するのではないか。運行経路が未定であれば、決定に当たって十分に検討してほしい。

○事務局：　事業者からは、スクールバス委託業者が決まった段階で改めて検討すると聞いている。近隣住民も関心を持っているため、安全対策を含めて対応するよう伝える。

○Ｃ委員：　現在通行しているはなバスと、今回想定されるスクールバスとでは車両の大きさが異なる。マルエツ付近の交差点を曲がれるのか、その先で敷地に進入できるのか、確認が必要である。
登下校の時間帯には渋滞も懸念される。校舎が完成した後にバスが通行できないということのないよう、運行事業者に任せるだけでなく、事前に関係機関と十分に調整してほしい。

○事務局：　意見を事業者に伝えるとともに、今後の協議の中でも確認していく。

○Ｄ委員：　この都有地は、過去にも小平福祉園の仮設施設の設置場所として活用されており、今後も同様の利用が想定される。今回の計画では、敷地が最大限活用され、利用者数やバスの大きさなど周辺道路の物理的な条件との調整が重要である。長期間の利用となるため、可能な範囲で調整してほしい。

○Ｅ委員：　住宅に隣接する部分の壁面緑化について、ツタ系であれば屋上まで配置してもいいのではないか。また、ごみ置場が教会に隣接しているが、位置について意見は出ていないか。

○事務局：　土地利用構想説明会では、ごみ置場の位置に関する意見は出ていない。それ以上の情報は現時点では把握していない。

○Ｅ委員：　マルエツ付近の角は、大きなバスが曲がるには厳しいと感じる。交通誘導員を配置するだけで対応できるのか懸念がある。
また、計画にある防火水槽については、仮設校舎の撤去後も近隣の防災に役立つため、まわりに木を植えるなどして残したらどうか。将来の土地利用が未定であれば、ビオトープなど、公園的に利用できる空間とすることも考えられる。地域住民が将来に希望を持てるような活用を検討したらどうか。

○Ｆ委員：　事業者の回答には抽象的な表現が多いため、より具体的な説明を求めてもよいのではないか。交通対策は工事中の車両だけでなく、仮設校舎の供用後のスクール

バスによる渋滞や安全面への影響についても、具体的に検討する必要がある。

○Ｃ委員：　銀杏を拾いに来たり、近隣の憩いの場になっている。また、現在、教会の隣に木造建築物が建設中であり、周辺の福祉施設には自転車等で来訪する母子や高齢者などの利用者も多い。近隣住民だけでなく施設利用者も含め、バスの通行による影響に配慮してほしい。今後も事業者と協議する場があるのか。

○事務局：　現在は土地利用構想の段階であり、事業を具体化する際には、開発事業の事前協議を進めることになる。今回の意見を事業者に伝え、今後の計画や協議の中で検討してもらう。

○会長：　意見が出そろったので、事務局が作成した資料３土地利用構想に関する指導及び助言の原案について、項目ごとに確認する。
項目１は、「西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。」である。何か意見はあるか。

○各委員：　（異議なしの声）

○会長：　項目２は、「計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見を考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。」である。何か意見はあるか。

○各委員：　（異議なしの声）

○会長：　項目３は、「駐車場の出入り口については、接続する道路の歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。」である。何か意見はあるか。

○Ｄ委員：　樹木に関する事項は、項目１の自然環境や景観への配慮と重なる部分があるのではないか。
また、今回の指導又は助言は事業者の計画地内の開発に対するものであり、隣接する駐車場の活用まで対象にできるのか、事務局に確認したい。

○事務局：　隣接地の活用を直接、指導又は助言として求めることは難しい。意見を事業者に伝え、東京都が検討する意向を示した場合には、関係する施設側と協議する可能性はある。

○Ｄ委員：　そのような整理であれば、項目３は原案のままでよいと考える。

○Ａ委員：　出入り口の「十分な確保」という趣旨を加えることで、これまでの意見を反映できるのではないか。

○Ｄ委員：　出入り口の確保に関する意見に賛同する。

○事務局：　「駐車場の出入り口」に限らず「出入り口」とすることや、接続する道路の歩行者及び自転車の安全に配慮するよう様々な方法を検討する趣旨の表現が考えられる。隣接地の活用を直接求めるのではなく、イチョウの保全方法として対応方法を幅広く検討してもらう書き方としてはどうか。

○Ｃ委員：　通常の乗用車だけでなく、大きなスクールバスが出入りすることを踏まえる必要がある。周辺の交差点や道路における渋滞、住民及び施設利用者への影響は、出入口だけの問題ではない。

○Ｂ委員：　後の項目５及び項目６は工事中の対策であるため、供用後のスクールバスによる交通への影響は、別に位置付ける必要があるのではないか。

○事務局：　出入口の十分な確保に関する項目と、スクールバスの運行に伴う渋滞及び安全対策に関する項目を分けて整理し、指導又は助言になじむ表現を改めて検討したい。

○会長：　出入口の対策と、周辺道路全体の交通の流れに関する対策を分けて検討することとする。文言の整理は事務局にお願いする。
続いて、項目４は、「接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。」である。何か意見はあるか。

○各委員：　（異議なしの声）

○会長：　項目５は、「工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないよう、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないよう十分な対策を講じられたい。」である。何か意見はあるか。

○各委員：　（異議なしの声）

○会長：　項目６は、「周囲には既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。」である。何か意見はあるか。

○各委員：　（異議なしの声）

○Ａ委員：　仮設校舎を撤去した後の土地利用や、住民が利用できる空間とすることについては、今回の指導又は助言には含めないのか。

○事務局：　今回の対象は仮設校舎の設置に係る土地利用構想であり、撤去後の活用に関する意見については、委員からの意見として事業者に伝える。

○Ｃ委員：　仮設校舎の使用期間はどのくらいか。

○事務局：　今回の対象は仮設校舎の設置に係る土地利用構想であり、撤去後の活用に関する意見については、委員からの意見として事業者に伝える。
説明会資料では、仮設校舎は令和 11 年から令和 17 年まで使用し、その後解体する予定とされている。建設及び解体の工事期間を含めると、計画地を利用する期間は令和９年度から令和 18 年度までのおおむね 10 年間となる。

○会長：　指導及び助言は、事務局案を基本とし、スクールバスの交通対策に関する項目の追加について整理したうえで、一部修正するものとして答申したい。修正内容については会長及び副会長に一任することとし、賛成の方の挙手を求める。

○各委員：	（挙手全員）
○会長：	挙手、全員と認める。よって、本協議会は事務局案を一部修正するものとして答申する。修正内容については会長及び副会長に一任とする。 本日の会議について、西東京市市民参加条例第９条の規定に基づき、会議録の作成と公開を事務局に指示する。 これをもって第37回人にやさしいまちづくり推進協議会を閉会する。